

2023年8月20日

栃木労働局長  
奥村 英揮 殿

栃木県佐野市浅沼町796

佐野地区労働組合会議  
議長 久保田宏光

労働組合わたらせユニオン  
委員長 小野 勉

先に公示された「栃木県最低賃金の改定に関する栃木地方最低賃金審議会の答申」について、以下の通り異議申し出を行います。

(1) 異議申し出の内容

先日公示された、栃木県最低賃金を41円引き上げ、954円とするとの答申は、目安を1円上回ったことは評価できますが、最低賃金法第1条の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」を踏まえた審議の結果としては極めて不十分です。

中小企業に対する支援策を積極的に議論する中で、今年度、栃木県最低賃金を1000円以上に引き上げるべきです。栃木労働局長は金額が低すぎることを理由として栃木県最低賃金審議会に再審議を求めるべきです。

(2) 理由について

最低賃金について、近年「時々事情」により引き上げが行われてきたことについて、私たちは「最低賃金のあるべき水準の議論を行ったうえで、引上げについて議論すべきである」と、この間、意見を述べてきました。しかし、昨年からの物価高騰は労働者の生活を直撃し、特に預貯金など資産の無い最低賃金近傍で働く労働者が、生活に困窮し、悲鳴を上げているという状況の中で、物価高騰に対処することを最優先して引上げの議論を行うよう

要請してきました。

最低賃金は、生活保護制度と並び、憲法第25条を保障するナショナルミニマムの柱です。それゆえ、最低賃金法第9条2項の3要素の中で最優先されるべきは労働者の生計費、物価の動向です。

今年度、中央最低賃金審議会の目安の答申における公益委員見解は、生計費について以下のように記述しています。

労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以来、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

昨年は、物価の上昇を3%程度と想定し、それを上回る最低賃金の引き上げとして3.3%を目安として提示したが、物価は対前年同月比4.3%の上昇となってしまいました。そのことを前提に、今年度、物価上昇率が4%前後であることから、目安として4.3%の引き上げを提示したというものでした。栃木の今年の答申、41円の引き上げは、4.5%の引き上げになります。

公益委員見解は、物価は4%前後と高い水準ではあるものの、これ以上の高騰は想定していないように見えます。しかし、帝国データバンクが国内の食品や飲料メーカー、195社を対象にまとめた調査によると、今年は、値上げラッシュとなった去年1年間の2万5千品目あまりを大きく上回る水準で、ことし1年間で3万5千前後の品目が値上げされると想定しています。さらに、エネルギー価格の負担軽減策が9月末までとされている中で、ここにきてガソリン価格の高騰が続いています。栃木など地方では、自動車は生活必需品であり、ガソリン代の高騰は、本当に頭の痛い問題です。

栃木の最低賃金4.5%の引き上げは、物価動向を踏まえた引き上げとは思えません。昨年同様、10月以降、最低賃金の引き上げ率を上回る物価

高騰が起きる可能性があり、それを踏まえた引き上げとして41円では極めて不十分です。

今年度1000円以上の最低賃金にするとともに、全ての議論を公開するよう要請してきました。しかし、専門部会の一部公開されたものの、労使の主張する金額が公表されることにとどまり、例えば物価の動向についてどのような議論がされたのか、全く明らかになっていません。また、他県の状況について気にかけている様子はわかりましたが、それがどのように議論されたのかについても明らかではありません。一部公開ではなく、全面的な公開とすべきです。

もし、このまま41円の引き上げが決定し、10月から施行されるのであれば、8月以降の物価上昇を勘案し、物価上昇が最低賃金の引き上げ率を上回るような事態になった場合、最低賃金法第12条に基づき、栃木労働局長は、再度、栃木地方最低賃金審議会に対し、改定を諮問すべきです。

以上